

J R 東海労幹関西地「申」第4号  
2017年7月14日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「出向先における就労条件」に関する緊急申し入れ

7月1日、会社は宮内組合員が2013年8月10日「急性期アテローム血栓性脳梗塞」を発症し就労制限があるにもかかわらず、大阪台車検査車両所から関西サービック鳥飼事業所へ出向させた。

この間、会社管理者から宮内組合員に対して、関西サービック鳥飼事業所への出向に対する「就労条件」の内容について何も説明されず、J Rの岡崎産業医との面談時でも「清掃作業」というだけで具体的な作業内容の説明はなかった。岡崎産業医は面談の中で、宮内組合員の病気についてはサービックの産業医にも報告すると回答した。

しかし、会社から関西サービック鳥飼事業所へは、宮内組合員が急性期アテローム血栓性脳梗塞を発症し就労制限があることを報告されておらず、健常者と同様の作業に従事させようとしていたことによって、J Rの岡崎産業医が約束した「サービックの産業医への報告」がされてないことが明らかになった。

組合は、再三に亘り出向者に対する十分な説明と本人の希望、健康面の不安や通勤・家族環境を考慮し決定することを主張してきた。昨年8月22日、「申」第47号「出向先での一方的な夜勤指定と、連続勤務に関する申し入れ」に対する支社との事前審理で、清水係長は就労条件について「本人の体調面の不安や家族問題などの条件は最低限確認したうえで通知している」と回答している。

今回の宮内組合員に対する出向命令に限らず、過去にも同様のケースが発生したが、またもや繰り返された事態に対して会社の責任は重大であり緊急に解決しなければならない問題であると考える。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 宮内組合員の関西サービック鳥飼事業所への出向に対して、会社の誰が決定したのか明らかにすること。

2. 宮内組合員の関西サービック鳥飼事業所への出向に対して、本人の「急性期アテローム血栓性脳梗塞」を発症し就労制限があることを把握していたのか明らかにすること。
3. 宮内組合員の関西サービック鳥飼事業所への出向に対して、会社管理者は本人の病歴等を把握して事前説明を行ったのか明らかにすること。
4. 「急性期アテローム血栓性脳梗塞」を発症し就労制限があることを本人が関西サービック鳥飼事業所に確認したところ、報告が来てないとの返答であった。会社が関西サービック鳥飼事業所に報告しなかった理由を明らかにすること。
5. J R 岡崎産業医は、関西サービック鳥飼事業所における清掃作業内容を把握しているのか明らかにすること。
6. J R の岡崎産業医が、関西サービックで行われている 5 項目の作業内容を把握しながら、宮内組合員が清掃作業に従事できると判断した医学的根拠を明らかにすること。
7. J R の岡崎産業医は、本人との面談時に関西サービック産業医にも「急性期アテローム血栓性脳梗塞」を発症し就労制限がある旨を報告すると言った。本人が関西サービック産業医にその旨確認したところ、報告が来てないとの返答であった。岡崎産業医が関西サービック産業医に報告しなかった理由を明らかにすること。
8. J R の岡崎産業医が関西サービック産業医に報告しなかったことが事実であれば、社員の生命と健康を守る医師としての資質を疑う。会社の見解を明らかにすること。
9. 関西サービック産業医は、宮内組合員の「急性期アテローム血栓性脳梗塞」を発症し就労制限があるにもかかわらず、会社が関西サービック鳥飼事業所への出向に清掃作業に従事させることに驚きを隠せなかったようであるが、会社の見解を明らかにすること。
10. 宮内組合員は、「急性期アテローム血栓性脳梗塞」を発症し就労制限がある。直ちに関西サービック鳥飼事業所への出向を撤回し、大阪台車検査車両所に戻すこと。
11. 今回の宮内組合員への出向命令に対し、会社と岡崎産業医は本人に謝罪すること。

以 上